102-312

問題文

医療事故への対応などは、医療法の医療の安全の確保に関する規定において定められている。この規定において、医療の安全を確保するための措置を講ずる義務又は責務を課されていないのはどれか。1つ選べ。

- 1. 国
- 2. 地方公共団体
- 3. 病院の開設者
- 4. 病院の管理者
- 5. 診療所の管理者

解答

問312:3問313:3

解説

問312

選択肢 1.2.4.5 は再発防止として必要です。

選択肢1ですが

外観が類似している医薬品が近い所にあるから取り違いが起きているという要因が考えられるからです。

選択肢 2 ですが

指差し呼称を導入することで、よく見ないで調剤を行うことが避けられると考えられます。

選択肢 4 ですが

病院内でゼリーの取り違いがあったと共有することで、他の人や他の部署に注意を喚起することができ、注意 して調剤を行うようになることが期待できます。

選択肢 5 ですが

発生した誤りに関する個人的要因が、例えば調剤が忙しくなってくると慌ててしまう といったものであると分析できれば、忙しくなった時に無理をして調剤のスピードをあげようとしない といった具体的対策を立てることができます。

一方で 「調剤した個人の責任を追求」することは将来の再発防止につながりません。 責任を追求された個人 はミスをしたくないと考えることで、 単に調剤をしなくなるかもしれない し、他の人が同じミスを犯しうる 状況であったにも関わらず個人の責任追及に終始してしまうことで、調剤においてミスをしない仕組みづくり につながらず、今回ミスしなかった人は 私はミスをしていないから大丈夫と考える ことになります。

以上より、正解は3です。

問313

医療の安全の確保に関する規定は、医療法 第六条の九一第六条の十四 です。国及び都道府県等の地方公共団体には措置を講ずる義務があります。病院等の管理者の義務は、安全管理体制確保義務、従業者監督義務などがあります。「開設者」の義務は、ありません。

以上より、正解は3です。